

# 平成29年度久留米市公営企業会計決算審査意見書

## 第1 審査の対象

平成29年度 久留米市水道事業会計決算  
平成29年度 久留米市下水道事業会計決算

## 第2 審査の期間

平成30年5月29日から平成30年7月11日まで

## 第3 審査の要領

審査に付された水道事業会計及び下水道事業会計の決算審査に当たっては、提出された決算報告書及び附属書類が地方公営企業法その他関係法令等に準じて作成されているか、決算諸表の計数は正確であるか、経営成績及び財政状態は適正に表示されているか、さらに会計処理は関係法令等に従って的確に行われているかについて、関係書類及び諸帳簿等により照合審査するとともに、関係職員の説明を聴取して審査を実施した。

## 第4 審査の結果

決算報告書、財務諸表及び事業報告書は、地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成され、経営成績及び本年度末の財政状態を適正に表示しているものと認められた。

決算の内容については、「事業の実績」以下、本文中に述べるとおりであり、また、これに基づく意見・講評については、「審査結果の意見・講評」において述べるとおりである。

なお、本市水道事業については、平成26年度から新地方公営企業会計基準（以下、「新会計基準」という。）を適用することとされたため、過年度決算等との対比においては、そのことにも留意が必要である。また、本市下水道事業では、同年度から地方公営企業法の適用事業に移行し、同時に新会計基準が適用されたことから、当意見書の作成に当たっては、特別会計による事業であった過年度決算等との対比ができないものなどについて、同年度以降の数値のみを記載している箇所がある。

併せて、決算審査資料として事業年次表、経営分析表を添付しているので参照されたい。